

マネージメント・レター No.271

中小企業倒産防止共済について

No.265で、改正予定になる中小企業倒産防止共済制度（経営セイフティー共済）をご紹介しましたが、「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が平成23年9月13日に閣議決定され、平成23年10月1日施行となりました。

すでに加入されている法人・個人事業の方、これから加入をご検討中の法人・個人事業の方、いずれにとっても **掛金額が拡充し経営的にも税務的にも使い勝手のよい共済でありますので、改めて此处にご紹介いたします。**最大のメリットとして、**月掛上限が上限 20 万円までとなり、年払掛金も選択でき最大年 240 万円**の損金または経費となります。

〔 特 徴 〕

経営セイフティー共済は、取引先事業所が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付金が受けられる共済制度です。「もしも」の資金調達手段として有効です。

- 1、中小企業倒産防止共済法に基づく制度で国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。
- 2、加入できる方は中小企業者で引続き1年以上事業を行っている法人・個人事業の方です。
- 3、掛金月額が5千円から20万円の範囲内（5千円単位）、加入後も月額掛金の増額・減額が可能です。掛金は総額800万円になるまで積立、掛金総額が掛金の40倍に達した後掛止めもできます。
- 4、掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。
- 5、取引先事業者が倒産して売掛債権等が回収困難となった時に貸付が受けられます。回収困難な売掛債権額と掛金総額の10倍に相当する額（最高8000万円）のいずれか少ない額が貸付限度額です。
- 6、貸付は、無担保・無保証人で無利子です。
但し、貸付を受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積立掛金総額から控除されます。（償還期間は額に応じ6カ月据置を含む5年～7年で毎月均等償還）
- 7、取引先事業者に倒産が生じなくとも解約金の範囲内で貸付が受けられます。
- 8、1年以上掛金を納付していれば自己都合の任意解約も可能です。

 **今月のワンポイント** 

今冬は例年以上の雪と厳しい寒さに見舞われておりますが、この時期は「乾燥」にも注意が必要です。乾燥で引き起こされる「静電気」は精密機器を破損してしまうほどの威力があることも…。事前に金属等に触れ体内の静電気を除去してから取り扱うことをお勧めします。